

## 帯広市介護人材育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護サービス事業所における新たな人材の参入及び職員の定着並びにキャリアアップを促進し、介護人材の安定的な確保と質の高いサービス提供を図るため、介護サービス事業に従事している介護職員に対し、当該職員が受講した研修に係る受講料等の一部を補助する帯広市介護人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、帯広市補助金等交付要綱（昭和59年告示第152号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研修 次に掲げる研修をいう。
  - ア 介護職員初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第1号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程に係るもの
  - イ 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年省令第49号）第21条第1項第3号に規定する知識及び技能の修得に係る研修
- (2) 介護サービス事業 次に掲げる事業をいう。
  - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業
  - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業
  - ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
  - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業
  - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業
- (3) 介護サービス事業者 前号に掲げる事業を行う介護サービス事業所を市内に有する法人等をいう。
- (4) 介護職員 介護サービス事業者が直接雇用し、市内の介護サービス事業所において介護業務に従事している者をいう。
- (5) 受講料等 研修の実施機関が当該研修の受講にあたって定める受講料、テキスト代及び実習代とし、補講等に係る費用及び手数料は含まないものをいう。
- (6) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する全日制、定時制及び通信

制の高等学校、特別支援学校の高等部並びに専修学校の高等課程をいう。

(7) 大学等 学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。

（補助対象者）

第3条 この補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、前条第4号の介護職員とする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる費用は、補助対象者が受講し、修了した研修の実施機関に直接支払った受講料等とする。ただし、介護サービス事業者から受講料等に対し助成を受けている場合にあっては当該助成に係る額を除いた額とし、研修の実施機関における割引制度等を利用した場合にあってはその利用後の額とする。

2 研修の修了日が、令和7年4月1日以降、かつ、申請日から過去1年以内である場合の受講料等を補助の費用の対象とする。

3 介護サービス事業者自らが研修の実施機関として開講する研修を、自らが雇用している介護職員に受講させる場合の受講料等については、補助の費用の対象としない。

4 受講料等に対して、国、道又は他の地方公共団体等から同種の補助金等を受けている場合は、補助の費用の対象としない。

5 高等学校等又は大学等の授業等において受講した研修の受講料等については、補助の費用の対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象者1人につき1研修あたり5万円を上限とし、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、帯広市介護人材育成支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）の申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 受講した研修の受講料等が分かるもの（研修パンフレット等）

(2) 研修の修了証明書の写し

(3) 研修の実施機関発行の受講料等の領収書の写し（あて名は補助対象者のものに限る。）

(4) 帯広市介護人材育成支援事業雇用証明書（様式第2号）（申請日前1か月以内に発行されたものに限る。）

(5) 介護サービス事業者から受講料等に対し助成を受けている場合はたことが分かるもの（当該助成を受けた場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、帯広市介護人材育成支援事業補助金交付決定（不決定）通知書（様式第3号）により当該申請を行った補助対象者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定を受けた者は、帯広市介護人材育成支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。  
（決定等の取消し又は補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。